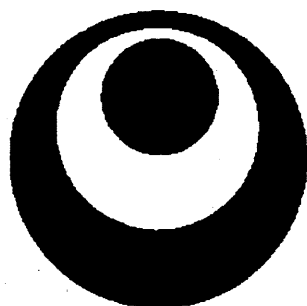


沖 縄 県  
労 働 委 員 会 年 報

令 和 5 年 版



沖 縄 県 労 働 委 員 会 事 務 局



## はじめに

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

労働委員会の特色は、公益委員・労働者委員・使用者委員の3者が事件処理にあたり、それぞれの委員が知識や経験等に基づく専門性を発揮し、労使紛争の解決を目指すことにあります。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労働組合と使用者との間又は個々の労働者と使用者との間で自主的な紛争解決が困難な場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

### <お問合せ先>

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁2階)

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

Eメール [aa160008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa160008@pref.okinawa.lg.jp)

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索



# 第24期沖縄県労働委員会委員

(令和5年12月15日～令和7年12月14日)

## 公益委員



会長  
田島 啓己



会長代理  
村上 恵実



戸谷 義治



與那嶺 敏



松井 有美

## 労働者委員



知花 優



與那覇 栄蔵



木本 邦広



大屋 尚子



知念 克也

## 使用者委員



田端 一雄



名嘉村 裕子



大城 恵美



金城 欣光



普久原 啓之



# 第23期沖縄県労働委員会委員

(令和3年12月15日～令和5年12月14日)

## 公益委員



会長  
藤田 広美



会長代理  
上江洲 純子



田島 啓己



村上 恵実



戸谷 義治

## 労働者委員



砂川 安弘  
(令和5年7月27日退任)



鎌田 健嗣  
(令和4年10月31日退任)



棚原 初美



大嶺 克志



比嘉 康裕



知花 優  
(令和5年8月9日就任)



喜納 浩信  
(令和5年1月12日就任)

## 使用者委員



田端 一雄



名嘉村 裕子



城間 泰  
(令和4年12月31日退任)



大城 恵美



金城 欣光



普久原 啓之  
(令和5年1月12日就任)





# 目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 組 織	1
第2章 会 議	
第1節 総 会	7
第2節 公益委員会議	10
第3章 不当労働行為の審査	
第1節 概 況	11
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	13
第3節 不当労働行為事件の概要	14
第4節 中央労働委員会再審査事件の概要	14
第4章 労働争議の調整	15
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	19
第6章 労働組合の資格審査等	
第1節 労働組合の資格審査	25
第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示	26
第3節 争議行為予告通知	28
第4節 労働争議の実情調査	28
第7章 各種連絡会議、研修及び広報等	
第1節 連絡会議	31
第2節 研 修	35
第3節 広 報 等	38
資 料 年別申立て・申請件数の推移	40

## 《元号表記に係る注釈》

年報は、暦年（1月～12月）を単位としてまとめているところ、2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことから、本年報においては、2019年を通じた期間を表す場合は、便宜的に「令和元年」と表記することとする。



## 第1章 労働委員会の概要



# 第 1 章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第 19 条の 12 に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第 180 条の 5 第 2 項に規定する執行機関である。

## 第 1 節 組織

### 1 委員

当委員会は、労組法第 19 条の 12 第 2 項及び労働組合法施行令(昭和 24 年政令第 231 号。以下「労組法施行令」という。)第 25 条の 2 の別表第 3 により、公益委員、労働者委員、使用者委員各 5 人計 15 人の委員で構成されている。

令和 5 年 12 月 15 日に第 24 期委員の任命に伴う会長及び会長代理の選挙があり、会長に田島啓己公益委員、会長代理に村上恵実公益委員が選出された。令和 5 年は、次に掲げる第 24 期及び第 23 期委員により運営された。

なお、第 24 期委員の任期は令和 7 年 12 月 14 日までの 2 年間となっている。

## 第24期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和5年12月15日～令和7年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎田 島 啓 己	弁護士	平28.11.15～ 連続5期
	○村 上 恵 実	弁護士	令3.12.15～ 連続2期
	戸 谷 義 治	琉球大学人文社会学部教授	令3.12.15～ 連続2期
	與 那 嶺 敏	弁護士	令5.12.15～ 新任
	松 井 有 美	沖縄国際大学法学部講師	令5.12.15～ 新任
労働者委員	知 花 優	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令5.8.9～ 通算3期
	與 那 覇 栄 蔵	全駐留軍労働組合沖縄地区本部 執行委員長	令5.12.15～ 通算5期
	木 本 邦 広	沖縄県教職員組合中央執行委員長	令5.12.15～ 新任
	大 屋 尚 子	沖縄電力労働組合本部副執行委員長	令5.12.15～ 新任
	知 念 克 也	沖縄電力関連産業労働組合総連合会 長	令5.12.15～ 新任
使用者委員	田 端 一 雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事	令3.12.15～ 連続2期
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせきフロンタイン 人材開発事業部取締役部長	平29.12.15～ 連続4期
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役	令1.12.15～ 連続3期
	金 城 欣 光	沖縄バス株式会社 常務取締役	令3.12.15～ 連続2期
	普 久 原 啓 之	株式会社琉球銀行 代表取締役専務	令5.1.12～ 連続2期

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

## 第23期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和3年12月15日～令和5年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎藤 田 広 美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23.12.15～ 令5.12.14 連続6期
	○上 江 洲 純 子	沖縄国際大学教授	平25.12.15～ 令5.12.14 連続5期
	田 島 啓 己	弁護士	平28.11.15～ 連続4期
	村 上 恵 実	弁護士	令3.12.15～ 新任
	戸 谷 義 治	琉球大学教授	令3.12.15～ 新任
労働者委員	知 花 優	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令5.8.9～ 新任
	棚 原 初 美	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会副事務局長	令1.12.15～ 令5.12.14 連続2期
	大 嶺 克 志	自治労沖縄県本部書記長	令1.12.15～ 令5.12.14 連続2期
	比 嘉 康 裕	航空連合沖縄副会長	令3.9.1～ 令5.12.14 連続2期
	喜 納 浩 信	UAゼンセン沖縄県支部 支部長	令5.1.12～ 令5.12.14 新任
	鎌 田 健 嗣	UAゼンセン沖縄県支部 支部長	平29.12.15～ 令4.10.31 連続3期
	砂 川 安 弘	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令1.12.15～ 令5.7.27 通算5期
使用者委員	田 端 一 雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事	令3.12.15～ 新任
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせきフロントライン 人材開発事業部取締役部長	平29.12.15～ 連続3期
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役	令1.12.15～ 連続2期
	金 城 欣 光	沖縄バス株式会社 常務取締役	令3.12.15～ 新任
	普 久 原 啓 之	株式会社琉球銀行 代表取締役専務	令5.1.12～ 新任
	城 間 泰	株式会社琉信ハウジング 代表取締役社長	令1.12.15～ 令4.12.31 連続2期

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

## 2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。あっせん員候補者は、個別労働関係紛争のあっせんに関する規程（平成14年地方労働委員会告示第1号）第4条に基づいて、個別労働関係紛争のあっせんにも当たる。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

令和5年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

### あっせん員候補者名簿

(令和5年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
田島啓己	労働委員会公益委員	令和5年12月15日
村上恵実	〃	令和5年12月15日
戸谷義治	〃	令和5年12月15日
與那嶺敏	〃	令和5年12月15日
松井有美	〃	令和5年12月15日
知花優	労働委員会労働者委員	令和5年12月15日
與那覇栄蔵	〃	令和5年12月15日
木本邦広	〃	令和5年12月15日
大屋尚子	〃	令和5年12月15日
知念克也	〃	令和5年12月15日
田端一雄	労働委員会使用者委員	令和5年12月15日
名嘉村裕子	〃	令和5年12月15日
大城恵美	〃	令和5年12月15日
金城欣光	〃	令和5年12月15日
普久原啓之	〃	令和5年12月15日
下地誠	労働委員会事務局長	令和4年4月14日
島尻和美	労働委員会事務局調整審査課長	令和5年4月13日
比嘉尚子	労働委員会事務局調整審査課審査監	令和4年4月14日



### 3 事務局

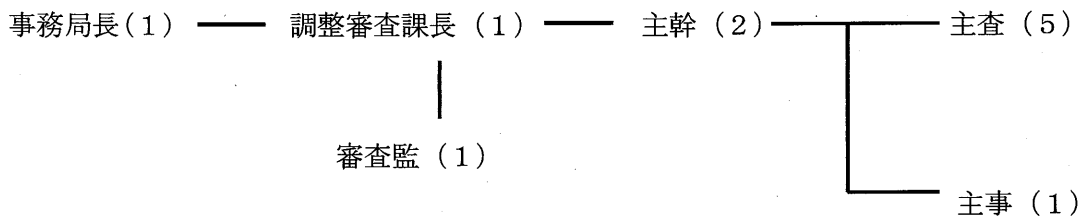
労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれ、11名の職員が配置されている。

事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

#### 事務局機構図





## 第2章 会議



## 第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項は全て会議で決定される。労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。）第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、労調法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

### 第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高意思決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規（以下「運営内規」という。）第5条の規定により、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとしている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停の開始、仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。その他、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。

令和5年中の総会の開催状況は、次のとおりである。

#### 総 会 開 催 状 況

通 算 回 数	開 催 月 日	議 題
953	1.12	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係、令和4年における不当労働行為事件の審査の実施状況、個別あっせん関係4件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他 (1) 四半期別業務状況（令和4年10月～12月）について (2) 令和4年における事件の取扱・処理状況について (3) 委員特別研修の結果について (4) 令和4年度おきなわ県政出前講座の結果について

通算回数	開催月日	議 題
954	2.9	1 承認事項：1件 2 報告事項：個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 委員特別研修の結果について (2) 令和5年度総会開催計画について
955	3.9	1 承認事項：1件 2 報告事項：個別あっせん関係3件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件
956	4.13	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：個別あっせん関係4件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他 (1) 四半期別業務状況（令和5年1月～3月）について (2) 令和5年度総会開催計画の一部変更について (3) 令和5年度諸会議等委員出張計画について (4) 令和5年度労働委員会当初予算について (5) 令和5年度事務局体制について
957	5.11	1 承認事項：1件 2 報告事項：個別あっせん関係2件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 令和5年度九州労働委員会会長会議について
958	6.15	1 承認事項：1件 2 報告事項：個別あっせん関係3件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 (1) 第90回九州労働委員会連絡協議会の結果について (2) 令和5年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の結果について (3) 令和5年度沖縄県労働委員会出前講座の進捗について
959	7.13	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会関係、個別あっせん関係3件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 (1) 四半期別業務状況（令和5年4月～6月）について (2) 令和5年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について

通算回数	開催月日	議 題
960	8.10	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係、個別あっせん関係2件、争議予告関係 4 労働情報（労働争議実情調査）：1件 5 その他 (1) 労側幹事委員の選出結果について (2) 令和5年度労働問題セミナーの取組（案）について (3) 沖縄県労働委員会親睦会等申合せに基づく会費（積立金）について
961	9.21	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係2件、個別あっせん関係1件、争議予告関係等 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 令和5年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について
962	10.12	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係、個別あっせん関係1件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 四半期別業務状況（令和5年7月～9月）について
963	11.16	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、個別あっせん関係2件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について (2) 令和5年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について (3) 委員特別研修の結果について (4) 令和5年度沖縄県労働委員会出前講座の実施状況について (5) 令和5年度労働問題セミナーの取組について
964	12.14	1 承認事項：1件 2 報告事項：不当労働行為審査関係1件、調整関係2件、個別あっせん関係4件、争議予告関係 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 委員特別研修の結果について
965	12.15	1 審議事項：2件 2 その他 各側幹事委員の選出結果について

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条等に規定され、次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続に参加し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第5条、第11条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- ⑤ 総会において特に必要があると認める場合（労委規則第22条第4項）
- ⑥ その他会長が必要と認める事項

令和5年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議 題
419	7.13	1 沖労委令和5年(資)第1号に係る労働組合資格審査について 2 沖労委令和5年(資)第2号に係る労働組合資格審査について
420	8.7	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（沖労委令和5年(認)第1号）（メール会議）
421	8.24	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（沖労委令和5年(認)第2号）（メール会議）
422	9.21	1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示について（沖労委令和5年(認)第1号） 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示について（沖労委令和5年(認)第2号）
423	10.12	労働組合法第5条の規定に基づく労働組合資格審査について（沖労委令和5年(資)第3号）



### 第3章 不当労働行為の審査



### 第3章 不当労働行為の審査

#### 第1節 概 況

令和5年に取り扱った不当労働行為事件は、新規申立が1件で次年へ繰越となっている。

また、令和元年から令和5年の係属件数は6件で、終結状況は、命令・決定3件、取下げ2件となっている。

令和元年から5年までの審査の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

区 分		年						
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年～5年	
係属 件数	前年繰越	1	3				1	
	新規申立	3			1	1	5	
	計	4	3	—	1	1	6	
終 結 状 況	取 下 げ	1			1		2	
	和 解	無 関 与						
		関 与						
		計	—	—	—	—	—	—
	命 令 ・ 決 定	救 済						
		棄 却		3(3)				3
		却 下						
		計	—	3(3)	—	—	—	3
	合 計		1	3(3)	—	1	—	5
	平均所要日数(日)		92	461	—	44	—	304
次年繰越		3(1)	0	0	0	1	1	

注) ① ( ) 内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。

③ 「令和元年～5年」欄は、前年繰越は令和元年、次年繰越は令和5年の件数である。

なお、係属件数の計は、令和元年から令和5年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申立人別件数（新規申立分）

（単位：件）

申立人 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
労働組合	3			1	1	5
個人						
個人・労働組合						
計	3			1	1	5

第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）

（単位：件）

各号 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
1号						
2号						
3号						
4号						
1・2号	2					2
1・3号	1			1	1	3
2・3号						
1・2・3号						
1・3・4号						
計	3			1	1	5

注) 各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
49人以下	1					1
50～99人						
100～199人	1					1
200～299人				1		1
300～499人						
500～999人						
1,000人以上	1				1	2
計	3			1	1	5

第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業種	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
製造業		1					1
情報通信業		1					1
運輸業、郵便業						1	1
金融業、保険業							
宿泊業、飲食サービス業							
生活関連サービス業、娯楽業							
教育、学習支援業					1		1
医療、福祉							
サービス業		1					1
公務							
計		3			1	1	5

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	申立人	請求する救済内容	申立年月日	終結区分	調査回数	審問回数	所要日数	備考
		被申立人		終結年月日					
1	令和5年 (不) 第1号	X組合	①解雇撤回及びバックペイ等の支払い ②支配介入行為の禁止 ③文書交付及び掲示	R5.11.6	次年繰越	-	-	-	
		Y1法人 Y2法人		-					

第2節 審査期間の目標及びその達成状況

1 審査期間の目標について

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとなっている。

当委員会では、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年沖縄県労働委員会規則第1号）に基づき、審査期間の目標を1年6月と定め（平成17年沖縄県労働委員会公告）、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

2 審査期間の目標の達成状況について

令和5年における取扱事件は1件で、次年繰越となっている。

### 第3節 不当労働行為事件の概要

#### 1 沖労委令和5年(不)第1号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：300人			Y1法人 業種：運輸業 従業員数：1,000人 Y2法人 業種：運輸業 従業員数：25,000人		
申立年月日	令和5年11月6日			終結年月日	—	
所要日数	—			終結区分	次年繰越	
審査状況	調査回数	—	審問回数	—	和解協議回数	—
審査委員	(委員長)田島 啓己 村上 恵実		参与委員	(労)知花 優 (使)金城 欣光		
請求する 救済の内容	1 組合員の解雇をなかつたものとして取り扱い、賃金相当額及び損害金を支払うこと 2 組合からの脱退を勧奨するなどの組織・運営に支配介入することの禁止 3 文書交付及び掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第3号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】</p> <p>Y1法人は、支店の閉鎖に際し、X組合の組合員に対して組合から脱退しなければグループ会社への転籍拒否や解雇などの不利益な取扱いを受ける旨の態度を示し、組合からの脱退を勧奨したり文書の提出を控えるよう促した。X組合の組合員は、グループ会社への転籍を拒否され支店の閉鎖に伴い解雇となった。これらのY1法人の行為は、労組法第7条1号及び3号に該当する不当労働行為である。</p> <p>また、Y1法人の親会社であるY2法人は、X組合の組合員の転籍や解雇について現実的かつ実質的に支配、決定することができる地位にあり、本件転籍拒否及び解雇はY1法人とY2法人が共同して行ったものといえるから、Y2法人との関係でも不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】</p> <p>組合の主張について否認し争う。</p> <p>支店従業員の解雇はやむを得ない状況の下でなされたもので、解雇において従業員に不利益取扱いをなした事実や、組合を脱退することをグループ会社への転籍の雇用条件として提示した事実はない。</p> <p>また、Y1法人とY2法人が完全親子会社であるとは言え、あくまで別法人で別個の経営判断等がなされているものであり、Y1法人の行為がそのままY2法人の行為となるものではない。</p>						
経 過						
(次年へ繰越)						

#### 第4節 中央労働委員会再審査事件の概要

当委員会の発した命令に係る令和5年中の再審査事件はない。

## 第4章 労働争議の調整





## 第4章 労働争議の調整

令和5年に取り扱った調整事件は、新規申請が2件で、調整区分はいずれもあっせんとなっている。2件ともに次年への繰越しとなっている。

また、令和元年から令和5年における係属件数は8件となっている。

令和元年から令和5年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

**第1表 調整事件処理状況**

(単位：件)

区 分		年					令和元年 ～令和5年	
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		
係 属 件 数	前年繰越				1		0	
	調 整 区 分	新規申請	3		2	1	2	8
		あっせん	3		2	1	2	8
		調 停						0
		仲 裁						0
	計	3	-	2	2(1)	2	8	
終 結 状 況	解 決	1		1			2	
	打 切 り	1			2(1)		3	
	取 下 げ	1					1	
	不 開 始						0	
	計	3	-	1	2(1)	-	6	
	平均調整回数(回)	1.7	-	4.0	1.5	-	2.0	
	平均所要日数(日)	79	-	153	183.5	-	126.2	
	解決率(%)	50.0	-	100.0	0.0	-	40.0	
次 年 繰 越	0	0	1	0	2	2		

注) ① ( )内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終了した事件(あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

③ 解決率(%) =  $\frac{\text{解決件数}}{\text{解決件数} + \text{打ち切り件数}} \times 100$

④ 「令和元年～令和5年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成30年から令和5年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
当事者	労働組合	3		2	1	1	7
	使用者					1	1
	労使双方						
職 権							
計		3	-	2	1	2	8

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
49人以下	3				2	5
50～99人						
100～199人						
200～299人			1			1
300～499人						
500～999人				1		1
1,000人以上			1			1
計	3	-	2	1	2	8

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業	2					2
運輸業、郵便業					1	1
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
宿泊業、飲食サービス業						
教育、学習支援業					1	1
医療、福祉	1		1			2
サービス業			1	1		2
公務						
合 計	3	-	2	1	2	8

第5表 調整事項別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年					計
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
組合承認・組合活動							
協約締結・全面改定							
協約効力・解釈							
賃金等	賃金増額					2	2
	一時金						
	諸手当			1			1
	その他賃金に関するもの	1				1	2
	退職一時金・年金						
小計		1		1		3	5
給与以外の労働条件	労働時間			1			1
	休日・休暇			2			2
	定年制						
	その他の労働条件						
小計				3			3
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小						
	人員整理						
	配置転換						
	解雇						
	その他の経営人事						
小計							
福利厚生							
団交促進		2		1	1	1	5
事前協議制							
その他		2		1	1	1	5
合計		5	-	6	2	5	18

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 調整事件一覧

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					あっせん員 指名年月日				
1	令和5年 (調) 第1号	使用者	<p>法人が実施する事業に一時的に配置した専門職員らから、当初の想定より過重な業務が生じたとして賃金増額の申立てがなされ、その後、当該職員らが加入した合同労組から給与・手当の要求及び団体交渉申入れがなされた。 雇用形態や報酬算定方法等の認識について隔たりが大きく、当事者間での解決が困難であったことから、その調整を求めて申請された。</p>	教育、学習支援業	R5.11.24	次年繰越	-	-	(公)戸谷 (労)木本 (労)大嶺委員の退任に伴う変更 (使)名嘉村
					R5.12.5				
					R5.12.19 (労)大嶺委員の退任に伴う変更				
2	令和5年 (調) 第2号	労働者	<p>実質的な団交拒否を繰り返したことに対する謝罪と誠実に団体交渉に応じること及び組合員である職員の時給単価の増額を求めて申請された。</p>	運輸業 (その他の運輸に付帯するサービス業)	R5.12.11	次年繰越	-	-	(公)村上 (労)與那覇 (使)普久原
					R5.12.20				
					-				

注) 所要日数はあっせん員指名日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

## 第5章 個別労働関係紛争のあっせん



## 第5章 個別労働関係紛争のあっせん

令和5年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、前年からの繰越が4件、新規申請が11件である。このうち3件が解決、1件が取下げ、10件が打切りにより終結し、次年への繰越は1件となっている。

また、令和元年から令和5年における係属件数は49件で、終結状況は、解決12件、打切り32件、取下げ4件となっている。

令和元年から令和5年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 個別労働関係紛争あっせん事件処理状況

(単位：件)

区分		年					令和元年 ～令和5年
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
係属 件数	前年繰越	2	1	2	0	4	2
	新規	11	9	5	11	11	47
	計	13	10	7	11	15	49
終 結 状 況	解決	2	3(1)	2	2	3(3)	12
	打切り	9(2)	4	5(2)	4	10(1)	32
	取下げ	1	1	0	1	1	4
	不開始	0	0	0	0	0	0
	計	12(2)	8(1)	7(2)	7	14(4)	48
	平均調整回数(回)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.8	0.6
	平均所要日数(日)	63	47	70	38	56	56
	解決率(%)	18.2	42.9	28.6	33.3	23.1	27.3
次年繰越		1	2	0	4	1	1

注) ① ( )内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

③ 解決率(%) =  $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

④ 「令和元年～令和5年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、令和元年から令和5年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
労働者	11	9	5	10	11	46
使用者				1		1
計	11	9	5	11	11	47

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
49人以下	3	2	2	5	5	17
50～99人	1	2		3		6
100～299人	2	2		2	2	8
300～499人	1	3		1	1	6
500人以上	4		3		3	10
計	11	9	5	11	11	47

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
建設業			1			1
製造業				1		1
情報通信業		1				1
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業	1	2		1		4
金融業、保険業			1		1	2
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業		2		1	1	4
生活関連サービス業、娯楽業					2	2
教育、学習支援業	2		1	2	2	7
医療、福祉	3	2		5	3	13
複合サービス業			2			2
サービス業	5	2		1	2	10
公務						
合計	11	9	5	11	11	47



第5表 紛争内容別件数（新規申請分）

（単位：件）

紛争内容		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
経営又は人事	解雇			2	3	5	3	13
	配置転換、出向・転籍					2	1	3
	復職	3					1	4
	懲戒処分		1			1	1	3
	退職						1	1
	勤務延長、再雇用				1			1
	その他の経営又は人事						1	1
小計			3	3	4	8	8	26
賃金等	賃金未払		2	1				3
	賃金増額							
	賃金減額	1						1
	一時金							
	退職一時金							
	解雇手当			3	1			4
	休業手当							
	諸手当			2			1	3
	その他賃金					1		1
	年金（企業年金・厚生年金等）							
小計			3	6	1	1	1	12
労働条件等	労働契約							
	労働時間					2		2
	休日・休暇					1		1
	年次有給休暇					1		1
	育児休業・介護休業							
	時間外労働							
	安全・衛生							
	福利厚生制度							
	社会保険							
	労働保険							
	その他の労働条件等			1				1
小計				1		4		5
人間関係	セクハラ							
	パワハラ・嫌がらせ		7	2	1	5	7	22
小計			7	2	1	5	7	22
その他			1	4	2	4	6	17
合計			14	16	8	22	22	82

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あつせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あつせん員
					終結年月日				
1	令和4年 (個) 第6号	労働者	不当解雇に対する退職保証金の支払い及び再就職妨害の中止等を求めて申請された。 当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあつせん案を双方が受け入れ、解決した。	製造業	R4.10.4	解決	2	100	(公)村上 (労)比嘉 (使)大城
					R5.1.11				
2	令和4年 (個) 第9号	労働者	パワーハラスメントに対する謝罪と慰謝料、業務指導指導書の撤回等を求めて申請された。 当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあつせん案を双方が受け入れ、解決した。	医療、福祉	R4.11.4	解決	1	84	(公)田島 (労)棚原 (使)金城
					R5.1.26				
3	令和4年 (個) 第10号	労働者	解雇理由は合理的なものではなく、突然の解雇は不当であるとして、補償金及び謝罪を求めて申請された。 あつせんを開催したが、双方の主張の隔たりが大きく、打ち切りとなった。	医療、福祉	R4.11.22	打ち切り	1	73	(公)戸谷 (労)比嘉 (使)大城
					R5.2.2				
4	令和4年 (個) 第11号	労働者	うつ病の発症は被申請者に原因があるとして、休職時等の給与や医療費の支払い、懲戒処分等の撤回等を求めて申請された。 当事者から事情を聴取し、互いの意向を反映させたあつせん案を双方が受け入れ、解決した。	医療・福祉	R4.12.16	解決	1	91	(公)村上 (労)大嶺 (使)田端
					R5.3.16				
5	令和5年 (個) 第1号	労働者	被申請者における申請者の地位確認等を求めて申請された。 被申請者があつせんに参加しなかったため打ち切りとなった。	医療、福祉	R5.1.27	打ち切り	-	64	(公)上江洲 (労)喜納 (使)名嘉村
					R5.3.31				

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					終結年月日				
6	令和5年 (個) 第2号	労働者	パワハラを行う上司の役職降格、使用者責任、健全な職場環境の構築等を求めて申請された。 職場環境の改善状況を確認しながら、4度のあっせんを開催したが、双方の主張の隔たりが大きく、打切りとなった。	医療、福祉	R5. 3. 3	打切り	4	140	(公)藤田 (労)砂川 (使)金城
					R5. 7. 20				
7	令和5年 (個) 第3号	労働者	在職時に、使用者の労基法違反により社会的・物理的・心理的被害を受けたなどとして、慰謝料及び謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	教育・学習 支援業	R5. 3. 27	打切り	-	18	(公)戸谷 (労)棚原 (使)普久原
					R5. 4. 13				
8	令和5年 (個) 第4号	労働者	通勤困難な勤務地への異動命令に応じられないため、会社都合退職とすること及び未払い賃金等の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	宿泊業、飲食サービス業	R5. 5. 22	打切り	-	36	(公)村上 (労)比嘉 (使)大城
					R5. 6. 26				
9	令和5年 (個) 第5号	労働者	労災補償保険給付申請に係る文書の提供を求めて申請されたが、申請は取下げられた。	金融、保険	R5. 5. 29	取下げ	0	24	(公)田島 (労)大嶺 (使)田端
					R5. 6. 21				
10	令和5年 (個) 第6号	労働者	通勤手当の認定方法、判断基準が不明確であるとして遡及支給を求めた事案であり、加えて、被申請者の一連の対応がパワハラであるとしてあっせん事項が追加申請された。2度のあっせんを開催したが、双方の主張の隔たりが大きく、打切りとなった。	医療、福祉	R5. 7. 25	打切り	2	81	(公)上江洲 (労)喜納 (使)名嘉村
					R5. 10. 13				
11	令和5年 (個) 第7号	労働者	不当解雇撤回、賠償、ハラスメントに対する説明等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	生活関連サービス業、 娯楽業	R5. 10. 16	打切り	-	24	(公)戸谷 (労)知花 (使)普久原
					R5. 11. 8				

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結 区分	調 整 回 数	所 要 日 数	あっせん員
					終結年月日				
12	令和5年 (個) 第8号	労働者	就労場所である被申請者のハラスメント委員会における再審査、第三者委員会による審査請求等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	教育、学習 支援業	R5.11.22	打切り	-	17	(公)上江洲 (労)棚原 (使)大城
					R5.12.8				
13	令和5年 (個) 第9号	労働者	申請者の接客態度に関する利用者からのクレームを発端とした出向及び解雇の撤回等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	生活関連サ ービス業、 娯楽業	R5.11.22	打切り	-	17	(公)藤田 (労)比嘉 (使)田端
					R5.12.8				
14	令和5年 (個) 第10号	労働者	就労場所でのパワハラが要因で精神疾患を患い退職したとして、労災に関して被申請者が作成した自己の個人情報開示、雇止め撤回、謝罪等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。	サービス業 (他に分類 されないも の)	R5.11.24	打切り	-	21	(公)上江洲 (労)棚原 (使)大城
					R5.12.14				
15	令和5年 (個) 第11号	労働者	役員による嫌がらせ行為等に対する謝罪、当該行為を行わない旨の書面作成等を求めて申請された。	生活関連サ ービス業、 娯楽業	R5.12.10	次年 繰越	-	-	(公)田島 (労)知花 (使)金城
					-				

注) 所要日数は、申請日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。

## 第6章 労働組合の資格審査等



## 第6章 労働組合の資格審査等

### 第1節 労働組合の資格審査

令和5年中に取り扱った労働組合資格審査は5件あり、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件で次年繰越、労働委員会労働者委員候補者推薦に係るものが3件で適合、法人登記に係るものが1件で取下げとなっている。

令和元年から令和5年までの労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

区分		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年 ～令和5年
係属 件数	前年繰越			1				
	事由別	新規申請	10	1	4	1	5	21
		不当労働行為	6	1			1	8
		法人登記	2				1	3
		委員推薦	2		4	1	3	10
		総会決議						
	計	10	2	4	1	5	22	
終結 状況	適合	5	1	4	1	3	14	
	不適合							
	取下げ・打切り	4	1(1)			1	6	
	計	9	2(1)	4	1	4	20	
次年繰越		1	0	0	0	1	1	

注) ① ( )内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 「令和元年～令和5年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、令和元年から令和5年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 労働組合資格審査一覧表 (令和5年取扱分)

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	労働組合A	労働者委員候補者推薦	R5.6.21	R5.7.13	適合
2	労働組合B	労働者委員候補者推薦	R5.6.28	R5.7.13	適合
3	労働組合A	労働者委員候補者推薦	R5.9.4	R5.10.12	適合
4	労働組合C	法人登記(労働者供給事業)	R5.9.6	R5.9.15	取下げ
5	労働組合D	不当労働行為救済申立て	R5.11.6	-	次年繰越

## 第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示

### 1 概況

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲については、地公労法第5条第2項の規定により、労働委員会が認定して告示することとなっている。令和5年は2件行った。

事件 番号	申 出 者		申 出 年月日	組 合 名	認定手続 開始年月日	告示 年月日
	企 業 名				認定年月 日	公報番号
令和5年 (認) 第1号	沖縄県病院事業局長		R5.7.27	・沖縄県病院事業局 職員労働組合 ・沖縄県公務員医師 労働組合	R5.8.15	R5.10.20
	沖縄県病院事業				R5.9.21	第5163号
令和5年 (認) 第2号	沖縄県公営企業管理者		R5.8.23	全水道沖縄県企業局 水道労働組合	R5.8.25	R5.10.20
	沖縄県水道事業及び 工業用水道事業				R5.9.21	第5163号

### 2 告示内容

#### (1) 沖縄県病院事業局

労組法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した結果、前回告示した範囲から変更を必要としない内容となったことから、次のとおり告示した。

「令和4年沖縄県労働委員会告示第4号で告示したとおりとする。」

※なお、令和4年沖縄県労働委員会告示第4号で告示した内容は以下のとおりである。

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖 縄 県 病 院 事 業 局 出 先 機 関	本庁機関	病院事業統括監
	病院事業総務課	課長 室長 副参事 班長 主幹 人事、給与、服務及び労 使関係担当の主査
	病院事業経営課	課長 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹 （施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）
	病院事業企画課	課長 医療企画監 看護企画監 班長 主幹 組織定数及び 人材確保担当の主査及び主任技師
	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
	南部医療センター・ こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務 課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副 看護部長
宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長	
八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長	
精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 医事・経営 課長 看護部長 副看護部長	



(2) 沖縄県水道事業及び工業用水道事業

沖縄県企業局の組織改正に伴い、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定して告示した。

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖 縄 県 企 業 局	本庁機関	企業技監 企業企画統括監 企業技術統括監 参事	
	総務企画課	課長 企画調整監 総務班長 人事班長 企画財務班長 財務担当主幹 給与、服務、労使関係事務、組織定数又は 職務権限担当の主査	
	経理課	課長 経理班長	
	配水管理課	課長 危機管理室長	
	建設課	課長 建設調整監	
	出 先 機 関	久志浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		石川浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		北谷浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		西原浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
		水質管理事務所	所長 副参事 次長

### 第3節 争議行為予告通知

令和5年に労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたもの4件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの35件、合計39件であり、当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は次表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：765人	R5.2.17	定年後の賃金改善 非正規の労働条件改善 賃金改善 週休2日の実現等	実情調査 実施
		R5.3.9以降 争議解決の日まで		
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：959人	R5.3.2	賃金引上げ 夏季一時金 初任給引上げ 港湾制度施策等	実情調査 実施
		R5.3.15以降 争議解決の日まで		
3	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：749人	R5.10.26	職員の大幅増員、勤務環境と処遇の改善 賃金保障、一時金大幅改善 臨時・パート労働者等の処遇改善 労働時間の短縮・改善等	実情調査 実施
		R5.11.9以降 争議解決の日まで		
4	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：986人	R5.11.22	冬季一時金 退職者に伴う人員補充 定年年齢引上げ 港湾制度施策等	実情調査 実施
		R5.12.4以降 争議解決の日まで		

### 第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づき当委員会または中央労働委員会で受け付けた争議行為予告通知について、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民生活に特に影響のあるものについて実施している。

令和5年における労働争議の実情調査件数は6件（前年繰越2件含む）で、次表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為の有無	調査開始日	終結区分
				調査終了日	
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：784人	年末一時金 賃上げ コロナ休業補償制度の継続 60歳後定年延長等	無	R4.10.26	〔前年繰越〕 解決
				R5.1.6	
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：962人	冬季一時金 退職者に伴う人員の補充 港湾制度施策	無	R4.11.9	〔前年繰越〕 打切り
				R5.1.12	

3	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：765人	定年後の賃金改善 非正規の労働条件改善 賃金改善 週休2日の実現等	無	R5. 2. 17	解決
				R5. 7. 5	
4	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：959人	賃金引上げ 夏季一時金 初任給引上げ 港湾制度施策等	無	R5. 3. 2	打切り
				R5. 8. 8	
5	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療事業 組合員数：749人	職員の大幅増員、勤務環境と処遇の改善 賃金保障、一時金大幅改善 臨時・パート労働者等の処遇改善 労働時間の短縮・改善等	—	R5. 10. 26	次年 繰越
6	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種：運輸業 組合員数：986人	冬季一時金 退職者に伴う人員補充 定年年齢引上げ 港湾制度施策等	—	R5. 11. 22	次年 繰越



## 第7章 各種連絡会議、研修及び広報等



## 第7章 各種連絡会議、研修、広報等

### 第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することとしている。

#### 1 全国会議

令和5年における当委員会に係る全国会議は次のとおりである。

令和5年開催 全国会議一覧表

	月日	会議名	主催等
1	6月8日	全国労働委員会事務局長連絡会議	中労委
2	6月9日	全国労働委員会会長連絡会議	〃
3	10月30日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	〃
4	10月31日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	〃
5	11月9日	全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議	〃
6	11月9日・10日	第78回全国労働委員会連絡協議会総会	〃

#### (1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月8日茨城県）

##### ア 議事

- (ア) 審査概況等について
- (イ) 調整事件等の概況について

##### イ 議題懇談

「今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて」

#### (2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月9日茨城県）

##### ア 講演

「パワーハラスメント対策について」

説明：中央労働委員会地方調整委員（東日本区域）  
千葉大学大学院社会科学研究院 皆川宏之教授

##### イ 議題懇談

「不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について」

#### (3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（10月30日東京都）

##### ア 議題

- (ア) 第1議題「履行確認（労委規則45条2項）について」
- (イ) 第2議題「研修制度について」
- (ウ) 第3議題「労働委員会事務局における人材確保・育成について」

##### イ 報告

「救済命令取消訴訟における指定代理人制度について」

#### (4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（10月31日東京都）

##### ア 調整業務の運営について

##### イ 都道府県労働委員会からの事例報告（山梨県労働委員会〔調〕／福井県労働委員会〔個〕）

##### ウ グループ討議・グループ発表

#### (5) 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議（11月9日東京都）

##### ア 第1議題「定額残業給について」

講師：小畑史子氏（中央労働委員会公益委員 京都大学大学院人間・環境学研究科教授）

##### イ 第2議題「有期雇用労働者の無期転換・雇止めについて」

講師：山川隆一氏（中央労働委員会会長代理 明治大学法学部教授）

#### (6) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会（11月9日・10日東京都）

##### ア 議題

- (ア) 第1議題「個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について」  
(九州ブロック公労使提案)
- (イ) 第2議題「労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて」  
(中部ブロック公労使提案)
- (ウ) 第3議題「労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について」  
(中労委提案)

イ 講演

「フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法と労働委員会」  
講師：荒木尚志氏（前中央労働委員会会長代理）

2 九州ブロック会議

令和5年における当委員会に関係する九州ブロック会議は次のとおりである。

令和5年開催 九州ブロック会議一覧表

	月日	会議名	主催等
1	1月26日・27日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）	大分県
2	2月16日	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議	長崎県
3	3月27日・28日	九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	宮崎県
4	4月20日	九州労働委員会事務局長会議	沖縄県
5	4月20日	九州労働委員会会長会議	沖縄県
6	5月17日・18日	九州ブロック労委労働者側委員連絡協議会総会・研修会	宮崎県
7	5月18日・19日	第90回九州労働委員会連絡協議会	宮崎県
8	8月1日・2日	九州ブロック労委労協第1回幹事会	福岡県
9	8月31日	九州労働委員会事務局課長会議	佐賀県
10	10月19日	九州労働委員会公益委員連絡会議	鹿児島県
11	11月13日	九州労働委員会第2回（臨時）事務局長会議〔書面開催〕	熊本県

(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）（1月26日・27日大分県）

ア 議題

- (ア) 調整・審査事件対応のノウハウ継承について
- (イ) 密接な関係にある複数の企業における不当労働行為の成否について
- (ウ) 不当労働行為救済申立てにおける申立期間を徒過した申立事項を却下する場合の審査の進め方について
- (エ) 個別あっせん事件に係る申請書の記載内容に対するアドバイスについて
- (オ) 団交拒否に係る不当労働行為救済申立ての調査中に新たな団交拒否があったとして救済申立てがあった場合の被申立人への助言の可否について
- (カ) 不当労働行為事件における命令の履行に関し、未履行であった場合の対応について
- (キ) 地方公共団体等を相手方とした調整事件及び個別あっせん事件の対応について
- (ク) 不当労働行為救済申立て事件における求釈明の実施時期について
- (ケ) 地公労法第5条第2項の認定申出と同条第3項の通知について
- (コ) 個別あっせん事件に係る実情調査（聴き取り調査）について
- (サ) Webあっせんの実施における問題点について

イ 研修会（講演）

内容：不当労働行為の成否の判断基準を示した代表的な判例の学習  
講師：野田進氏（九州大学名誉教授）

(2) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議（2月16日長崎県）

〔議題〕

- ア 全労委運営委員会の報告
- イ 令和5年度の九州地区研修会について
- ウ 各県における審査・調整・個別あっせん事件について（意見・情報交換）



- (3) 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会（3月27日・28日宮崎県）
- ア 2023年度九プロ労委労協総会（5/17）の運営について
  - イ 2023年度九プロ労委労協提案方針について
  - ウ 研修会（5/18）の開催について
  - エ 命令研究会
    - テーマ：「令和3年(不)第1号不当労働行為審査事件について」 誠実な団体交渉応諾、支配介入の禁止
    - 講師：山崎真一朗弁護士（宮崎県労働委員会会長）
- (4) 九州労働委員会事務局長会議（4月20日沖縄県）
- 議題1 「令和4年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について」
  - 議題2 「令和5年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について」
  - 議題3 「あっせん会場への当事者のパソコン等の持ち込みについて」
  - 議題4 「他の委員の臨席の手続きについて」
- (5) 九州労働委員会会長会議（4月20日沖縄県）
- 議題1 「解雇を巡る紛争の金銭解決について」
  - 議題2 「関係機関及び関係団体との連携について」
- (6) 九州ブロック労委労働者側委員連絡協議会総会・研修会（5月17日・18日宮崎県）
- ア 議事
    - (ア) 2022年活動経過報告
    - (イ) 2022年会計決算報告
    - (ウ) 2022年会計決算監査報告
    - (エ) 2023年の取組（案）
    - (オ) 2023年予算（案）
    - (カ) 2023年役員体制（案）
  - イ 研修会
    - 講演：「パワーハラスメントを巡る諸問題と労働者委員に期待するもの」
    - 講師：前田裕司弁護士（連合宮崎顧問弁護士 前田法律事務所）
- (7) 第90回九州労働委員会連絡協議会（5月18日・19日宮崎県）
- ア 研修会
    - 講演：「最近の不当労働行為事件・調整事件から～誠実交渉義務・誠実交渉命令の問題を中心に～」
    - 講師：皆川宏之氏（中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長 千葉大学大学院社会科学研究院教授）
  - イ 議事
    - (ア) 報告1 「前回（第89回）連絡協議会の結果について」
    - (イ) 報告2 「全労委運営委員会の結果について」
    - (ウ) 議題1 「個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について」
    - (エ) 議題2 「あっせん申請件数減少に対する今後の対応について」
    - (オ) 議題3 「事例検討集団あっせん事件」
    - (カ) 議題4 「令和5年度全国労働委員会連絡協議会総会の提案議題について」
- (8) 九州ブロック労委労協第1回幹事会（8月1日・2日福岡県）
- ア 2023年度全国労委労協第2回幹事会報告
  - イ 全労委総会議題への対応について
  - ウ 九プロ労委労協2024年5月総会・研修会について
  - エ 命令研究会（第2回幹事会併催・沖縄県）について
  - オ 総会（5/17）以降の各県労委の特徴的な動向・課題等について
- (9) 九州労働委員会事務局課長会議（8月31日佐賀県）
- 議題1 令和6年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）
  - 議題2 九州ブロック労働委員会諸会議及び協議会予算の見直しについて（協議）
  - 議題3 令和6年度九州労働委員会会長・局長会議に係る情報交換会負担金について（協議・情報交換）
  - 議題4 会長会議等委員が出席する議題の回答の事前配布について（協議）

- 議題5 当初予算策定における予算要求枠の有無等について（情報交換）
  - 議題6 あっせん日時の設定について（情報交換）
  - 議題7 労働委員会の委員研修について（情報交換）
  - 議題8 広報活動（労働問題セミナー、出前講座等）について（情報交換）
  - 議題9 労働争議が発生した場合の実情調査について（情報交換）
- (10) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月19日鹿児島県）
- ア 議事
    - (ア) 議題1 「団体交渉を拒否できる正当な理由」
    - (イ) 議題2 「事務所所在地での実態が不明の労働組合に係る資格審査」
  - イ 講演
    - 演題：「不当労働行為審査の留意点 ～再審査の実務を踏まえて～」
    - 講師：岩村正彦氏（中央労働委員会会長）
- (11) 九州労働委員会第2回（臨時）事務局長会議（11月13日熊本県）※書面開催
- 議題：九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について

## 第2節 研 修

### 1 委員関係

#### (1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、令和5年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

##### ア 令和5年度 全労委公労使委員合同研修（全体研修）（9月7日、東京都）

- (ア) 講演「労働委員会について－歴史・現状・課題－」
- (イ) 講演「労働法の基礎」
- (ウ) 事例検討1（調整関係）
- (エ) 事例検討2（審査関係）

##### イ 令和5年度 全労委公労使委員合同研修（労働者委員研修）（9月8日、東京都）

- (ア) 講演「不当労働行為救済制度について」
- (イ) 講演「雇用によらない働き方の労働者性」

##### ウ 第23回全労委使用者委員基礎研修会（使用者委員研修）（9月8日、東京都）

- (ア) 第1講座「労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」
- (イ) 第2講座「フリーランスをめぐる状況と課題」
- (ウ) 第3講座「中労委 長崎・御手洗・岩本前委員による三者対談」

##### エ 九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月14日～15日、鹿児島県）

- (ア) 講演「職場とジェンダー」
- (イ) 研究討議（審査事件・調整事件・個別あっせん事件）

##### オ 令和5年度公労使委員個別紛争専門研修（12月4日～5日、東京都）

- (ア) 講義「裁判例の動向」
- (イ) 講義「労働関係法令の改正等の動向」
- (ウ) 事例発表「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会における  
あっせんの成功・失敗事例発表」
- (エ) グループディスカッション「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」

#### (2) 委員特別研修

令和5年において本県委員が参加した研修は次のとおりである。

##### ア 個別労働紛争解決研修（令和5年度基礎研修）（10月18日） ※ライブ配信

〃 (11月30日) ※ライブ配信

- (ア) 労働法
- (イ) 事例的研修

(ウ) 労働法（総括）

イ 個別労働紛争解決研修（令和5年度応用研修）（1月16日） ※ライブ配信

(ア) 最近の労働立法/判例の動向、事例的研修

(イ) 事例的研修

(ウ) 労働法（総括）

(エ) 個別労働紛争解決トレーニング

## 2 事務局職員関係各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委等主催の次の研修を受講した。

ア 第74回労働委員会事務局職員中央研修（6月12日～14日、東京都）

(ア) 講演（審査部門・調整部門）

- a 労働委員会制度について
- b 労働委員会事務局職員に期待すること
- c 労働法の基礎
- d 法律・判例の読み方講座

(イ) 審査部門研修

- a 不当労働行為の審査手続について
- b 命令書（案）の起案のための作業手順
- c 演習
- d 労使交渉は、一体どのように行われているか
- e 救済命令等取消訴訟の実務

(ウ) 調整部門研修

- a 演習（実事例を基にした一連の処理について）
- b 講義（調整業務の概要）
- c 都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中労委公益委員コメント
- d 労働局のあっせん制度
- d 裁判所における個別労働紛争解決システム

イ 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（7月11日～13日、東京都）

(ア) 講義

- a 都道府県労働委員会等のあっせん事例検討
- b 全国の労働委員会の個別労働紛争に関する業務の取扱状況について
- c 労働関係法令の改正等の動向
- d 基本となる裁判例

(イ) 演習

- a 受講者による都道府県労働委員会等のあつせん事例検討
- b カウンセリング技法

(ウ) 事例発表

- a 都道府県労働委員会における個別労働紛争解決処理制度の周知広報活動の紹介

ウ 令和5年度九州労働委員会事務局職員研修会（10月20日、鹿児島県）

(ア) 講義「命令書作成の留意点」

(イ) 意見交換

- a 労使関係セミナーの開催について
- b 各種会議における議題の取扱いについて

エ 令和5年度労働委員会事務局職員専門研修（11月14日～11月17日、東京都）

(ア) 講義

- a 不当労働行為審査手続の基礎と命令書
- b 実務経験からみた和解の留意点

(イ) 演習

- a 不当労働行為事件審査演習
- b 命令原案作成

### 第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、県の広報媒体の活用、労働政策課発行の季刊誌への掲載及び労働問題に関する出前講座等の広報を行った。

#### 1 ホームページによる広報

労働委員会の機能や業務内容についてわかりやすく説明するとともに、定期的に資料編の更新を行った。

#### 2 労働委員会だより

労働政策課発行の季刊誌「労働おきなわ」(3月、6月、9月、12月の各月末に発行)に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

#### 3 県広報誌、広報番組及び公式X (Twitter) による広報

県広報誌「美ら島沖縄」(毎月1日発行)のインフォメーションコーナー、県広報番組「うまんちゅひろば(テレビ)」及び「ラジオ県民室」、県公式X(旧Twitter)において、労働委員会の役割等について紹介した。

#### 4 個別労働関係紛争処理制度周知月間に係る取組み

雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会では、毎年10月を個別労働関係紛争処理制度の周知月間と定め、共同PR事業を実施している。

当委員会においても、PRポスターやチラシ等を作成し、本庁舎共用掲示スペースにて掲示・配架するとともに県内労働関係機関、大学、労働組合、使用者団体等へ配布した。また、当委員会ホームページ、県公式X(旧Twitter)、県広報番組「うまんちゅひろば(テレビ)」及び「ラジオ県民室」にて個別あっせん制度等の周知・広報を行った。

#### 5 出前講座

県立高等学校(定時制)の生徒を対象に、労使紛争の未然防止や解決のため、基本的な労働法の知識や労働トラブル対処法等を説明し、労働委員会の役割について周知することを目的として出前講座を開催した。

##### (1) 沖縄県立北部農林高等学校

ア 講師：砂川安弘 労働者委員

イ 開催日：7月3日(月)

ウ 参加者：定時制生徒等 30名

(2) 沖縄県立那覇商業高等学校

- ア 講師：棚原初美 労働者委員
- イ 開催日：9月8日（金）
- ウ 参加者：定時制生徒等 30名

(3) 沖縄県立コザ高等学校

- ア 講師：喜納浩信 労働者委員
- イ 開催日：10月26日（木）
- ウ 参加者：定時制生徒等 45名

(4) 沖縄県立中部農林高等学校

- ア 講師：大嶺克志 労働者委員
- イ 開催日：10月31日（火）
- ウ 参加者：定時制生徒等 19名

(5) 沖縄県立那覇工業高等学校

- ア 講師：知花優 労働者委員
- イ 開催日：12月20日（水）
- ウ 参加者：定時制生徒等 51名

資料 年別申立て・申請件数の推移

(単位:件)

区分 年	不当労働行為の審査			労働争議の調整												個別労働紛争あっせん			労働組合の資格審査			計		
	前 年 繰 越	新 申 立	規 計	あっせん			調 停			仲 裁			計			前 年 繰 越	新 申 請	計	前 年 繰 越	新 申 請	計	前 年 繰 越	新 申 請	計
				前 年 繰 越	新 申 請	計	前 年 繰 越	新 申 請	計	前 年 繰 越	新 申 請	計	前 年 繰 越	新 申 請	計									
昭和47年 (復帰前)	0	0	0	0	10 (5)	10 (5)	0	22 (22)	22 (22)	0	0	0	0	32 (27)	32 (27)				0	21 (9)	21 (9)	0	53 (36)	53 (36)
48	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16				1	8	9	1	24	25
49	0	3	3	0	22	22	0	6	6	0	0	0	0	28	28				0	8	8	0	39	39
50	2	1	3	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				0	13	13	4	26	30
51	0	1	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7				0	7	7	1	14	15
52	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	3	3	3	9	12
53	0	3	3	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14				0	9	9	0	26	26
54	3	0	3	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1	5	6				0	1	1	4	6	10
55	2	1	3	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12				0	8	8	3	20	23
56	0	3	3	0	27	27	0	0	0	0	0	0	0	27	27				0	6	6	0	36	36
57	3	4	7	1	26	27	0	0	0	0	0	0	1	26	27				0	10	10	4	40	44
58	5	4	9	3	15	18	0	3	3	0	0	0	3	18	21				3	7	10	11	29	40
59	7	4	11	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9				2	4	6	10	16	26
60	7	1	8	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	7	7	9	14	23
61	6	2	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	2	5	7				0	3	3	8	10	18
62	4	2	6	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				1	9	10	7	23	30
63	3	1	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				5	2	7	8	6	14
平成元年	2	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				5	3	8	7	8	15
2	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	7	10				1	1	2	5	8	13
3	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3				1	3	4	4	5	9
4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				0	0	0	0	5	5
5	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	2	2	1	5	6
6	0	2	2	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	4	4	1	9	10
7	2	1	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10				2	1	3	4	12	16
8	1	0	1	3	5	8	0	0	0	0	0	0	3	5	8				1	3	4	5	8	13
9	1	1	2	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11				3	2	5	6	12	18
10	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5				1	2	3	3	6	9
11	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				0	6	6	0	13	13
12	2	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				2	0	2	4	3	7
13	1	4	5	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8				1	7	8	2	19	21
14	3	2	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	-	4	4	3	2	5	6	11	17
15	1	0	1	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	2	2	1	5	6	2	18	20
16	0	0	0	1	13	14	0	0	0	0	0	0	1	13	14	0	1	1	1	1	2	2	15	17
17	0	2	2	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2	2	0	4	4	0	14	14
18	1	1	2	1	2	3	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	3	3	1	3	4	3	10	13
19	1	2	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	1	1	1	4	5	2	17	19
20	1	3	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	4	4	1	5	6	3	19	22
21	2	1	3	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9	1	15	16	4	3	7	7	28	35
22	0	6	6	4	7	11	0	0	0	0	0	0	4	7	11	0	7	7	0	5	5	4	25	29
23	4	4	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	3	3	1	15	16	6	25	31
24	4	1	5	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	0	1	1	4	5	9	10	16	26
25	0	4	4	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	7	7	0	8	8	1	22	23
26	4	2	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	0	5	5	4	19	23
27	4	3	7	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	3	7	10	4	9	13	12	23	35
28	5	4	9	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	6	7	6	5	11	12	23	35
29	6	1	7	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	7	7	4	6	10	12	16	28
30	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	9	12	0	4	4	6	16	22
令和元年	1	3	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	11	13	0	10	10	3	27	30
2	3	0	3	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	10	1	1	2	5	10	15
3	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	5	7	0	4	4	2	11	13
4	0	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	11	11	0	1	1	1	14	15
5	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	11	15	0	5	5	4	18	22
合 計	-	85	-	-	370	-	-	9	-	-	1	-	-	380	-	-	121	-	-	244	-	-	848	-



---

---

**沖縄県労働委員会年報**

令和5年版

発行 令和6年3月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098(866)2551 FAX 098(866)2554

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

Eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp

---

---